

第四章
防災・防犯

第一節 消 防

一 初期の消防

消防組の設立 風勢の強い当地方は、いったん出火すると瞬時にして大火となる恐れがあり、それだけに、消防は住民の重大関心事の一つであり続けた。明治九年（一八七六）五月、県当局の通達によって、

県内の消防組はすべて警察出張所（翌十年に警察署となる）に従属することとなり、以後、消防は犯罪予防と捜査とともに、警察の主要業務とされたのである。

さらに十七年八月、県は「消防組設立規則」を定め、公立・私立の二本立て体制をとり、消防頭・消防副頭・消防小頭・消防夫を置いた。このうち私立消防組は、二十七年に廃止された。大奥村は明治三十九年五月二十二日、消防組を大間に設置した。竹内安五郎が組頭に就任し、小頭四人、消防夫九五人という陣容であった。

大正四年（一九一五）六月二十六日、この消防組の改組に伴い、小頭五人、消防夫一〇〇人に増員し、大奥村消防組と改称した。組を二部に分け、大間を第一部（蛭子長太郎部長、一〇四人）、奥戸を第二部（高松市之助部長、一〇四人）と称した。このとき、竹内安五郎は組頭を辞し、その後任には佐々木吉三郎が就いた。各部に唧筒（ガソリンポンプ）一台と、竜吐水・縄・提灯・大桶・小桶・梯子・鳶口・刺又・斧・鋸など消火活動に必

要な器具を備えた。

大正七年五月九日、防火の重要性を認識した部落の有志が相会して、郡下の町村に先駆けて大間火災予防組合を設立し、初代組合長に阿部勝寿が就任し、組合員二三人が交代制で毎夜、村内の夜警を行い火災予防の任に当たった。

大正十年十月五日に、手曳きガソリンポンプ二台を購入して、第一部と第二部に配備した。さらに翌年の六月一日に、市原式四段タービンポンプを購入して、第一部に配備し一層消防力の強化を図った。同組合は大正十二年五月一日、大間火災衛生組合に改称して、その日常活動を広げた。毎月、塵捨場の整理や、各戸の井戸の管理に留意することで、村民の消防意識の向上に努めたのである。また、昭和二年（一九二七）には、村内六か所に公衆便所を設置している。

女子消防 昭和初期に始まった深刻な不況で、当地方の男性の多くは北海道への出稼ぎを余儀なくされ、その結果、消防組に大きな欠員が生じ、村民を不安に陥れた。そして、その欠員を埋めるため昭和二年（一九二七）三月二十五日、奥戸女子消防応援団が発足した。続いて六年一月八日、大間女子消防応援団が発足を見た。この年、大間と奥戸に、それぞれ四〇馬力と三〇馬力のガソリンエンジンポンプが配置されて、大間警察分署管内の消防設備は理想的なものとなった。

昭和九年三月二十一日の函館大火（焼失二万四一八六戸、死者二〇五四人、行方不明六六二人）には、大間から多数の消防組員が渡海して、その救援に当たった。

大奥村消防組歴代組頭

歴代 氏名 就任 退任

初代	竹内安五郎	明治三九	五・二二	大正四	六・二五
二代	佐々木吉三郎	大正四	六・二六	大正五	三・三一
三代	藤田政五郎	大正五	四	一	大正一〇
四代	蛭子長太郎	大正一〇	四	一	昭和四
五代	熊谷寛三郎	昭和四	一・二	二八	昭和一二
六代	興村金次郎	昭和一二	一	五	昭和一四
				三	四

二 警 防 団

国土防衛 昭和と改元以来、わが国は次第に戦時体制へ移行し、それに伴い、国防体制の整備と強化は国民の任務の重大な義務とされた。このようなことから、消防組織も本来の消防業務に加え、国土防衛の任務を担う組織へと変遷した。

昭和十四年（一九三九）一月二十五日の勅令二〇号で「警防団令」が公布され、県ではこの法令の施行に先立ち消防課を廃止し、警防課に併合して事務の統一を図り、警防団の発足準備に取りかかった。同年三月九日には県令第一九号「警防団令施行規則」や「警防団施行規則取扱心得」（県訓乙第一二三号）などが定められ、各警察署長は管下各市町村長や消防組頭を集めて種々協議し、四月一日の施行日に間に合うように準備を進めた。

大奥村では警防団令の公布以来、田名部警察署の指導のもとに改組の準備を進め、昭和十四年四月一日に「大奥村警防団」と改組した。この警防団は、防空業務を担当していた防護団と消防組とを併合させて、より強力な

防空消防体制の確立を目的として発足したものであり、団長、副団長および団付部長をもって団本部を形成し、部隊の運用を総合的に指揮した。また、その傘下の分団は分団長を部隊の責任者として、消防部と警報部に分かれ、消防部には消防班と工作班を置き、警報部には警報班と救護班、燈火管制班が置かれた。

警防団時代は、わずか六年間（名称は終戦後二年間続いたので実際には八年間）の短い期間であったが、社会のめまぐるしい変動の中で、時局に即応することを求められて、警防団員は消防活動とともに防空業務にも携わっていた。また、戦況の緊迫に伴い、住民を集めてバケツリレーなどの防空消火訓練や救護訓練を行い、さらには敵の上陸に備えて竹槍訓練なども指導した。

大奥村警防団は二部制を二分団制と改めた。また、下北郡の北通り三か村で青森県警防議会大間支部を結成し、初代支部長に大奥警防団長の新田熊太郎が就任し、三か村消防応援協定を結んだ。

昭和十五年からは天皇陛下下の消防組御親閲（昭和四年一月六日を消防記念日としていた）の日を記念して、警防精神の高揚を図ることとなり、大奥村では一月五日に出初式を挙行し、応召警防団員の武運長久を祈願するとともに、大日本警防協会梨本總裁宮殿下から昭和十四年六月二十六日に賜った令旨の奉戴式を行った。

戦時下の 昭和十七年（一九四二）十一月三日の町制施行によって大間・奥戸・村木の各集落を一丸として
警防団 県下で二九番目の町となった。また、政府は米軍機による空襲がますます激化することを予測して、早くから防空体制の整備に努め、陸海軍のみならず一般国民をも動員して、地域ごとに防空体制の組織化を図りつつあった。全国防空協会青森県支部の発足も、その一例であった。昭和十八年に入ると、青森県の近海でも直接的に戦禍に巻き込まれる事件が相次いだ。

大間町では戦時下の警防体制を強化するために、財政事情が逼迫していた中で、初の消防自動車（フォード九

五馬力)を導入し、常備機関員二人を配置した。また、この年に大間在住の坂平次郎より竜吐水ポンプ一台が寄贈され、第一分団へ配置された。

昭和十九年に入ると、わが国の敗色はますます濃厚となり、県内でも青森市をはじめ各地で防空濠づくりが強力に推進され、県民も切迫した戦局を肌身で感じ取られた。同年八月には本土空襲も現実化してきたため、警防団の組織強化を目的に副分団長や分団付部長を新たに設け、さらに警報部を警護部に改めて警備班を新たに設置し、人員も増員するなど組織の強化拡充を図った。

昭和二十年に入ると、空の脅威がますます深刻化したために、青森県警防課では県内各市町村に防空特攻隊の結成を指示した。三月二十四日には県内で一斉に燈火管制訓練が実施され、三月二十七日には空襲管制が実施された。

六月以降は大湊警備府管区(大湊要港部は太平洋戦争に突入する直前の昭和十六年十一月二十日に昇格して大湊警備府となる)にも、グラマンやB29など米軍機が頻繁に来襲するようになった。大間には津軽要塞があり多数の陸海軍兵が駐屯していたことから、艦載機の標的となり、大間や奥戸地区に多くの爆弾が投下され死者や負傷者が出た。大間崎灯台も爆撃で甚大な被害を受けた。

このような危険な中にあっても警防団員や女子消防隊員の活躍は目覚ましく、郷土の守護神として被害を最小限にとどめた功績は、戦後半世紀を経過した今日でも語り継がれている。

大間町警防団歴代団長

歴代	氏名	就任	退任
初代	新田熊太郎	昭和一四・四	一〇昭和二一・六
			四

二代 樋口源太郎 昭和二一・六・五、昭和二三・三・六

三 消防団

戦後の昭和十六年（一九四一）十二月八日、わが国の真珠湾奇襲攻撃で勃発した太平洋戦争は、翌年に国防の重要拠点とされた津軽要塞の大間軍事基地も、日を追って緊迫の度合いを強め、戦争末期に本土決戦の最大拠点としての体制整備を強いられていった。こうした情勢の中で、地域住民の戦闘意識を駆り立て地域単位の団結と行動、防空の要としての消防団の動きは活発を極めた。

婦女子・老人をして地域防災の守護神といわせたものであるが、その消防団も昭和二十年八月十五日の終戦で解除の形となり、同二十二年四月三十日、勅令一八五号で公布された「消防団令」により、「消防団令」は廃止されて、警防の国務に携わった短い歴史は終焉を迎えた。消防団令が公布された翌年三月七日、大間町消防団が結成されて新しい道を歩むこととなった。また、青森県警防議会大間支部は青森県消防協会大間支部と改称されて、その支部長に大間町消防団長の樋口源太郎が就任した。

消防団は昭和二十三年六月二十五日、手曳きガソリンポンプ五台を購入・更新して、各分団各班へ配備し団員数を二一五人に増強し、消防力の一層の強化を図ったことから、地域住民の消防に対する期待はますます高まった。

昭和三十三年八月九日、消防団幹部の発案で樋口団長・御厩敷分団長ら団幹部が発起人となって町民から二五〇万円の寄付を募り、千葉県の市原ポンプ㈱よりウイーボンキャリア（四輪駆動車）トヨタ一〇五馬力の最新鋭

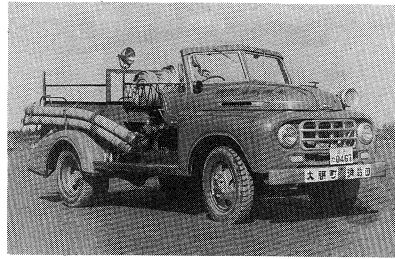


写真 4-1 初期の消防車



写真 4-2 新鋭消防車

力)を購入し常備部へ配置して、消防力を強化した。昭和四十一年五月三日、小型動力ポンプ(トローハツ五五馬力)二台を購入して、手曳きポンプを更新した。なお、この年から随時、小型動力ポンプへの更新を進めた。

大間町消防団歴代団長

歴代	氏名	就任	退任
初代	樋口源太郎	昭和二三・三	七〽昭和三五・三・三一
二代	岩瀬武三郎	昭和三五・四	一〽昭和三九・八・二五
三代	島長次郎	昭和三九・八	二六〽昭和五三・九・一〇
四代	荒谷勝郎	昭和五三・一〇	一〽昭和五七・三・三一
五代	笹谷賢治	昭和五七・九	二一〽昭和五九・三・三一

消防自動車を購入し、町内の火災はもちろんのこと、隣村の風間浦村の火災や佐井村の火災にも率先して出動し、その威力を存分に発揮した。また、四人の職員で常備部を設置して、初期出動体制の強化を図った。

昭和三十四年四月一日、消防団組織を変更して三分団体制とし、材木を三分団、団員数を二五人とし、手曳きガソリンポンプを購入して配備した。昭和三十八年一月三十日、厳しい町財政の中で理事者の理解を得て、消防自動車ポンプ森田製(トヨタランドクルーザー一二五馬

六代 中島 隆 昭和五九・四・一 在任中

消防器具 唧筒(ガソリンポンプ)一台と原始的な竜吐水・纏・鳶口・斧などの消防器具をもって発足したの**変遷** 消防団は、次のようにその装備を充実させていった。

○昭和四十四年(一九六九) 最新鋭速消車一台(市原式ポンプ一八〇〇リットル積載)

○昭和五十七年 小型動力ポンプ付き積載車(第四・五分団、奥戸地区)、小型動力ポンプ(第三分団、下手地区)

○昭和六十一年 一〇トン積み水槽車(放水時間一五〜二〇分間)

○平成二年(一九九〇) 新型消防自動車、出力三キロボルトの発電機、照明装置二基、投光機一基、救助用電動ウインチ

このように器具装備の拡充に努めた結果、平成三年四月一日現在の大間町消防団の構成は次のようになった。

職員団員 二〇〇人(女性一四人)

消防機器 水槽車一台、普通ポンプ車一台、小型動力ポンプ付積載車六台、小型動力ポンプ五台、軽可搬式

ポンプ一台

本団 (全域)

本団付 (全域)

第一分団 (大間西部)

第二分団 (大間東部)

第三分団 (大間下手)

第四分団 (奥戸東部)

第五分団 (奥戸西部)

第六分団 (婦人消防団を含む)

(材木)

平成二年十月、大間消防団はその活動ぶりを高く評価されて、県知事表彰旗を受けた。

独自の組織 昭和五十五年(一九八〇)十月、材木地区に

婦人消防クラブが結成され、委員長に

佐々木かつゑ、副委員長に佐々木いき・

佐々木きよがそれぞれ就任した。委員

は一九人で、佐々木委員長は、「地域

住民が一丸となって防火に関する知識を習熟し、明るく安全な地域と家庭を築いてゆきます」と、誓いの言葉を述べた。そして、同消防クラブは平成三年(一九九二)四月一日、下北郡では初の婦人消防団員として一四人が大間町消防団第六分団(材木)に入団、同年五月十日に行われた定期観閲式に初めて参加した。平成三年八月十日には、大間地区に大間婦人消防クラブ(六〇人)、平成四年十二月二十九日には奥戸地区に奥戸婦人消防クラブ(六八人)が結成され活動している。



写真4-3 婦人消防団



写真4-4 幼年消防クラブ

また、奥戸地区の浜の子子供会（小学生から中学一年生までの三九人）は、昭和五十九年四月、少年消防クラブを結成して防火意識の向上に努めることとなった。同クラブは、その活動を認められ、昭和六十三年度全国少年消防クラブ運営指導協議会表彰で表彰盾を、平成六年度同協議会表彰で表彰旗を受賞した。

昭和六十一年九月十一日には、幼児期から防火意識の根を植え付けようと、大間幼稚園（平成元年十月二十九日、日本消防協会より鼓笛隊セット授与）、大間保育園、大間崎（下手浜保育所）、奥戸保育所にそれぞれ幼年消防クラブが結成されている。

消防団は毎年、消防団観閲式を行い、服装や機械・器具の点検、放水訓練や分列行進などを行っている。

四 広域消防体制

時代の要請 大規模化・多様化の傾向を強める災害に対処して、消防力の強化と近代化が求められるようになり、昭和四十六年（一九九一）六月一日、広域消防体制を促す政令第一七〇号が出された。この

政令は、消防本部と消防署を設置しなければならない市町村を指定し、その指定を受けると消防費充実の財源が得やすくなることから、昭和四十七年六月一日、むつ下北地域一市三町四村（むつ市・大畑町・大間町・川内町・佐井村・脇野沢村・風間浦村・東通村）は「下北地域広域行政事務組合」を結成し、むつ市に消防本部を置いた。この消防本部を核に広域消防体制が成り、下北全域は消防無線・通信網で結ばれて、消防救急に万全を期すこととなったのである。

大間 消防 広域消防体制の成立により、当町には分署が設置された。消防力は、署員一四人、水槽付ポンプ車一台、普通ポンプ一台、救急車一台と広報車一台となっている。また、非常備消防については、消防団員二〇〇人、充足率は一〇〇%、一本団七分団で組織されて、水槽付ポンプ車一台、小型動力ポンプ付水槽車一台、小型動力ポンプ付積載車五台、小型動力ポンプ五台が配置されており、充足率は八六・六%である。水利施設は、消火栓六四基（うち基準一〇基で充足率は七一・一%、防火水槽三三基があり、充足率は三六・六%である。救急業務については、昭和四十八年（一九七三）四月から開始し、六十三年の出動件数一七二件で、急病一〇一件、交通事故二三件、その他四八件と出動回数増加に伴って、本来の消防活動に支障を来す恐れがある。

分署庁舎が老朽化したため、昭和五十二年六月、鉄筋コンクリート一部二階建て、延べ面積六四二平方メートルの庁舎が新築された。

歴代分署長

初代 伊藤 富雄 昭和四七・六・一

一 平成元・三・三

二代 松原 忠夫 平成元・四・一

一 平成七・三・三一



写真 4-5 大間町消防団定期観閲式での一斉放水訓練



写真 4-6 大間消防署員



写真4-7 大間消防署

表4-1 消防施設の状況

区 分		単位	基準数	現在数	充足率
常備消防分署	消防職員	人	28	14	50.0
	水槽付ポンプ車	台	1	1	100.0
	普通ポンプ車	台	1	1	100.0
	救急車	台	1	1	100.0
	広報車	台	1	1	100.0
非常備消防	消防団員	人	200	200	100.0
	水槽付ポンプ車	台	2	1	50.0
	小型動力ポンプ車	台	15	11	73.3
消防水利	消 火 栓	基	90	64 (10)	71.1 (11.1)
	防 火 水 槽	基		33	36.6

※平成元年3月現在。()内は基準。充足率=現在数/基準数

大間消防署

平成七年(一九九五)四月一日、大間消防分署は大間消防署に昇格した。その陣容は佐藤昌志署長以下二四人で、新しい態勢に入った。

消防署は一〇〇〇平方メートル以上の建物の建築確認や消防設備の着工届、完成検査などの業務を行う権限を有するので、当町にとっては大きなメリットとなった。なお、平成七年度に防災行政無線が新たに設置された。

平成八年四月二十四日、大間消防署では初の、下北地域広域消防では四人目となる救急救命士が誕生した。

五 奥戸・大間の大火・災害の記録

四季を通して強風の吹く日が多い当地方は、昔からしばしば大火と台風に襲われて、その度に大きな損害を被ってきた。

○文化八年（一八一）二月二十日 大間で洪水。奥戸の七五戸焼失。

○明治十八年（一八八五）二月二十日 大間小学校全焼。

○明治三十七年七月二十二日 奥戸の三六戸全焼。

○明治四十一年四月二日 奥戸の崇徳寺全焼。

○昭和十六年十月三十一日 午後三時三十五分ごろ、奥戸・上町民家より出火、十一戸焼失。

○昭和十八年四月二日 奥戸崇徳寺全焼。

○昭和二十年二月二十六日 午後八時ごろ、大間の民家から出火し、六八戸焼失、浜町通りの繁華街は焦土と化した。

○昭和二十六年二月二十三日 大間の三七戸全焼。

○昭和二十七年十月八日 午前八時ごろ、下手道の三戸全焼（発動機の過熱）。

○昭和二十九年二月九日 大間公会堂全焼。損害一〇〇万円、一人死亡（ストーブの過熱）。

○昭和二十九年九月二十日 台風一五号。一二戸全壊、四四戸半壊。

表4-2 消防職員の配置状況

平成7年4月1日現在

階級 区分	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	合計
	定員	1	2	6	2	2	14
現員	(1)	2	6	2	2	12	27

表4-3 車両配置状況

平成8年4月1日現在

所在	車名	年式	経過年数	ポンプ		車体 製作所	適用
				製作所	規格		
大間消防署	水槽付消防ポンプ自動車	4	4	森田	A-2	日野	水2,000ℓ・4WD
	救急車	3	5			日産	B-2・4WD
	指令車	4	4			トヨタ	
	化学消防ポンプ自動車	6	2	森田	A-2	日野	水4,000ℓ・薬液500ℓ
大間町消防団	小型動力ポンプ積載車	3	5	トーハツ	C-1	日産	本団
	小型動力ポンプ付水槽車(10t)	61	10	トーハツ	B-2	イズズ	本団付分団
	消防ポンプ自動車	2	6	森田	A-2	イズズ	第1分団
	小型動力ポンプ付積載車	62	9	トーハツ	B-2	トヨタ	第1分団
	小型動力ポンプ付積載車	1	7	トーハツ	B-2	トヨタ	第2分団
	小型動力ポンプ付積載車	6	2	トーハツ	B-2	三菱	第3分団
	小型動力ポンプ付積載車	8	1	トーハツ	B-2	トヨタ	第4分団
	小型動力ポンプ付軽積載車	3	5	トーハツ	B-2	スズキ	第4分団
	小型動力ポンプ付積載車	68	8	トーハツ	B-2	トヨタ	第5分団
	小型動力ポンプ付軽積載車	5	3	トーハツ	B-2	ダイハツ	第5分団
小型動力ポンプ付軽積載車	6	2	トーハツ	B-2	ダイハツ	第6分団	

第1節 消 防

表4-4 過去5年間の火災発生件数・焼損面積・損害額

年別	区 分					損 害 額 (千円)
	焼		損		積	
	建 物 (㎡)		林 野 (a)		そ の 他 (㎡)	
平成3年	1件 13.00		1件 65.00			2件 1,905
平成4年	3件 7.90					3件 860
平成5年	3件 150.35				1件 95.00	4件 6,051
平成6年	3件 124.00		1件 11.25			4件 9,001
平成7年	2件 96.42					2件 2,276

表4-5 管内町村発生救急出動件数

平成6年

町村別	事故種別											合 計
	火 災	自然災害	水 難	交 通	労働災害	運動競技	一般負傷	加 害	自損行為	急 病	そ の 他	
大 間 町	1			28	2	2	7	1		71	18	130
風 間 浦 村				6			2			17		25
佐 井 村											1	1
合 計	1			34	2	2	9	1		88	19	156

平成7年

大 間 町			1	17			10	1		98	22	149
風 間 浦 村				1								1
佐 井 村												
合 計			1	18			10	1		98	22	150

平成7年 傷病程度別・大間町

死 亡			1							8		9
重 症							1	1		14	3	19
中 等 症				7			6			29	16	58
軽 症				10			3			42	3	58
合 計			1	17			10	1		93	22	144



写真4-8 高潮で壊れた漁家(昭和30年)



写真4-9 奥戸の大火跡(昭和37年)



写真4-10 大雨による奥戸川の氾濫(昭和41年)

○昭和三十年十二月三十日 大間浜町で七戸全焼、三戸半焼。
○昭和三十七年三月二十七日 午後十一時ごろ、奥戸漁協付近より出火し、中心街の九五戸(七二世帯)全焼。被災者四五五人、損害一億円。災害救助法が発動された。
○昭和三十七年五月二十三日 大間営林署管内二股山の国有林が一〇時間燃え続けて、四一ヘクタール焼失、損害二三〇〇万円。

○昭和四十六年二月十二日 大間本町の旅館二棟全焼、住家二棟全焼。
○昭和五十年九月五日 大間の住宅一戸全焼。

- 昭和五十二年一月一日 奥戸旭町で昼火事。
- 昭和五十七年七月二十四日 大間字割石で一戸全焼。
- 昭和五十八年十二月四日 大間字下手道（日和町）で住家七戸全焼、二棟半焼、非住家一棟全焼、二棟半焼。
- 昭和六十一年一月八日 大間の製材所一戸、非住家一棟全焼、車両三台全焼。
- 平成五年三月九日 奥戸で住家一戸半焼、一戸部分焼、非住家一棟全焼、一棟部分焼。
- 平成六年六月十九日 大間字割石で住家一棟全焼、男性一人焼死。
- 平成七年三月十八日 大間字大間平の町営住宅一棟二世帯全焼。

第二節 海 難

一 激しい潮流

当町周辺の海は、夏は濃霧を生じ、冬は西風が強く、猛吹雪・大暴風雨となる。太平洋と日本海をつなぐ津軽海峡と当町の弁天島の沖合は、とりわけ潮流が速いため、大型船でも進路を誤って、散在する暗礁や弁天島に乗り上げ、船体を破損したり沈没する事故が多い。

大間崎灯台 海難事故を未然に防止するため、弁天島に大間灯台が建設された。その沿革・構造・設備は次の建設 とおりである。

- (一) 起工 大正九年（一九二〇）六月。完成 大正一〇年一〇月三〇日。初点 大正一〇年十一月一日。
- (二) 灯台の高さ 基礎上二五・四メートル、平均海水上三五・七メートル。
- (三) 位置 北緯四一度三三分、東経一四〇度五五分。
- (四) 塗色および構造 黒色横線、八角形、コンクリート造り、基礎面の直径四・五メートル、上部の直径二・四メートル。
- (五) 等級および灯質 第四級、群閃白光（一定時間を隔てて単一の閃光を発射するもの）一八秒を隔てて一二



写真 4-11 大間崎灯台

秒間に三閃光（各灯台がみな閃光を異にし、その灯台の特色を表している）。

- (六) 灯光数 三万燭光。
- (七) 光達距離 晴天の夜一七海里（三二キロメートル）。
- (八) 明孤（灯火を見得る範囲） 八度より三一七度まで。
- (九) 発光法 六〇〇燭光チャンス式石油白熱灯を光源とし、レンズにより四散する光を集中拡大し、レンズを回転させることによって三万燭光の閃光を発する。石油ガスを圧搾空気で上送して点火する。

(三) サイレン 濃霧または吹雪のように、陸地はもちろん、灯火も認識しにくい天候の場合には、音響をもって航路を指導する。四〇秒を隔てて三秒吹鳴を反復する。音達距離は風向・風力・湿度などで音波の反射屈折吸収などが一様でないために、音達は常に不定である。灯台と同時に設置された。

(二) ラジオ・コンパス 開局は昭和七年（一九三二）十二月十五日。灯火や音響信号には気象上の障害があるため、これらに左右されずに数倍、数十倍の遠距離まで伝達できる。無線発信装置を有する船舶が霧・雪・雨などに悩まされるときや、陸地を離れて遠洋航海するとき、自船の位置不明のときなどに、コンパス局二局以上を呼び出してコンパスの測定方を依頼した上で、自ら電波を約一分間発し、各局が同時に測定した方

位を海図に当ててクローズベアリングを求め、自船の位置を知り得る。このように三〇分か四〇分ごとに測定を依頼し、肉眼では見られない洋上を安全に航海できるのである。

この大間灯台は平成三年（一九九一）四月、無人化が実現して、七〇年に及んだ灯台守の歴史に終止符が打たれた。

大間救護所 明治三十七年（一九〇四）に、帝国水難救済会の大間救難所が設立され、多くの漁業組合員が会の開設員となった。

水難事故への救助体制を充実させるために昭和五十三年（一九七八）六月十五日、日本水難救済会青森県支部大間救難所が設置された。所長には御厩敷友吉が就任し、九組二二人の構成で活動することとなった。県内では五番目の開設であった。

二 海難史

大間沖の海難事故で最も古いものは、元回船問屋・伝法屋武内昭夫家所蔵の古文書に記録されている。それによると、元文二年（一七三七）七月に、米二二九俵を積んだ船が大間湊、弁天島で破損した。

○元治元年（一八六四）十月三十日

外国船

イギリスの商船アスモール号（トン数不詳）が弁天島の暗礁に乗り上げ、イギリスの領事館員が救助のために出向いてきた。それより早く大間の村民たちは、積極的に同船の救助作業に当たった。翌年（慶応元年）六月、イギリス政府は時計を南部藩に贈って、謝意を表している。

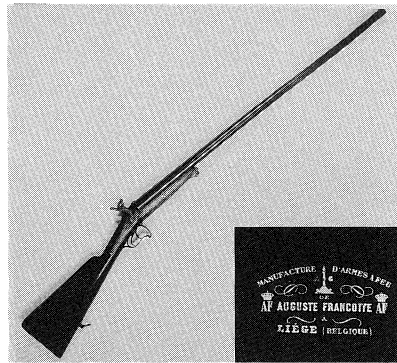
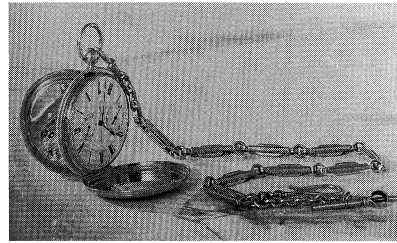


写真 4-12 英国船アスモール号救助のお礼に英国ピクトリア女王から南部藩に贈られた金の懐中時計と猟銃

波浪に打たれて沈没した。

○大正三年（一九一四、月日不詳）

イギリスの貨物船ランゴ号（五〇〇トン）が弁天島に座礁し、数日後に風波のため船体は二つに折れた。後半部は流されて行方不明となり、船員も避難の途中、逆巻く波浪に吞まれて数名が溺死した。同船に積まれていた綿・石油・自動車・飛行機などの日用品は、破船後に各地へ漂着して、浜辺の人々を喜ばせたとされる。

また、数人のインド人乗組員は破船後、大間に上陸して熊谷旅館に泊まり、数々のエピソードを残したと伝えられている。

○昭和九年（一九三四）一月五日

○慶応三年（一八六七）七月二十一日

アメリカ船（船名・トン数不詳）が大間沖の貝殻瀬で遭難した。乗組員は一五〇人ほどだったが、船には八〇万両ほどの二歩金が積まれていたと噂された。

○明治三十五年（一九〇二、月日不詳）

イギリス船アストン号（三〇〇トン）が弁天島沖合の大間瀬に座礁し、

イギリスの貨物船バリステ号（六三〇〇トン）は吹雪のため進路を誤り、根田内の沖合一〇〇〇メートルの所に座礁したが、積荷の約七〇〇〇俵の大豆を海中に投棄することで、なんとか離礁できた。積荷は満州大豆で、ウラジオストク港を一月一日に出航して、ホンコンへ向かう途中の海難であった。

日本船

小さな海難事故は、それこそ枚挙にいとまがないほどである。

○昭和三十五年（一九六〇）九月二十八日

大間の大清丸（漁船）は、大間と汐首岬の中間で機関が故障して漂流中、ソ連船ドバイ号（二〇四〇トン）に救助された。

○昭和三十八年一月十六日

突然の猛吹雪で、操業中の漁船多数が遭難した。被害船は三九隻（滅失八隻、中破四隻、小破二七隻）に上り、死者五人（大間漁協三人、奥戸漁協二人）、行方不明一人（大間漁協）の犠牲が生じた。

○昭和三十九年一月二十日

広島県の貨物船第二進徳丸（四八五トン）が大間沖で沈没し、一人が救助され一〇人が行方不明となった。

○平成五年七月二十四日

北海道奥尻島沖で発生したマグニチュード七・八の北海道南西沖地震による津波から漁船を避難中に津波被害により死者一人の犠牲が生じた。

第三節 警察と裁判所

一 明治維新後の警察

邏卒から 明治維新後に定められた警察制度は、頻繁に改変された。新政府は明治二年（一八六九）七月、
巡査へ 治安維持をつかさどる刑部省を設置し、同省は四年に司法省と改称された。

同年十月、従来の密偵は邏卒と改称され、欧米先進国に倣ってポリスと呼ばれた。

青森県における警察制度のルーツは、明治四年十一月に県が青森に民事堂を設置したことに求められる。すな
わち、県では民事堂内に庶務・聴訟・租税・出納・営繕の五課を設け、聴訟課の中に取締所や見張所を位置づ
けたのである。しかし、これが制度として定着したのは、それから三年後の明治七年十二月に、青森に警察掛出張
所が設置されてからと思われる。

翌八年三月、県は政府の布達を受けて、黒石・弘前・鱒ヶ沢・五所川原・田名部・七戸・五戸・八戸・福岡の
九か所に警察掛出張所を設置し、その上にそれぞれの地区の大区を冠することにした。同年十月、邏卒は巡査と
改称され、警部の職制も定められた。そして、各大区に警察出張所、小区に屯所が設置された。

警察署の 明治十年（一八七七）一月二十六日の内務省達（乙第五号）によって、東京府を除く府県は、誕生 「従来取扱有之候警察出張所並屯所ノ名儀ヲ廃シ、更ニ出張所ヲ警察署、屯所ヲ分署ト改称シ、各設置スル所ノ地名ヲ冠」することになり、ここに全国的な警察署制度が確立されたのである。

そして青森県は、同年二月十三日付（布達甲第二八号）をもって次のように通達した。

- 一、第一大区警察出張所ヲ青森警察署ト改称
- 一、第二大区警察出張所ヲ第三大区警察出張所へ合併、弘前警察署ト改称
- 一、第四、五大区警察出張所ヲ合併、第四大区ハ小区木造村へ移シ木造警察署ト改称
- 一、第六大区警察出張所ヲ第七大区警察出張所へ合併、野辺地警察署ト改称
- 一、第八大区警察出張所ヲ第九大区警察出張所へ合併、八戸警察署ト改称

こうして、県内の九つの警察出張所が整理統合されて、青森・弘前・木造・野辺地・八戸の五警察署が誕生したのである。同時に屯所は警察分署に昇格し、県内に三六の警察分署ができた。

大間警察 野辺地警察署管内に田名部・大畑・川内・大間の各分署が設置された。大間分署は大間村字大間分 署 六九番地の新田角太郎宅を借り受けて庁舎とし、三等巡查一人と四等巡查一人を擁して、第六大区四小区（大間・奥戸・佐井・長後・蛇浦・易国間の六か村）を管轄することとなった。

明治十一年（一八七八）九月に、田名部警察分署が野辺地警察署から分離して警察署に昇格すると、大間分署は同警察署の管轄に移された。明治十六年八月、大間分署は廃止されたが、本州北端の要地に分署は必要であるとの声が起こり、明治二十一年一月、五年ぶりに分署が再発足し、大間村字大間九一番地の山本慶次郎宅で執務することとなった。都合により庁舎は同年三月、元の新田角太郎宅へ戻った。

そこで地元民は、大間五四番地の官有地二七七平方メートルに、木造平屋建て一三九平方メートルの庁舎を新築して、大間分署に寄付した。明治二十二年四月のことで、大間分署（三駐在所、署長一人・巡查五人）の管轄は大奥・佐井・風間浦の三か村と定められた。この四月に町村制が施行されて、大間村と奥戸村は合併して大奥村になったばかりであった。

大間警察署 大正十二年（一九二三）十二月の通常県会において、大奥・風間浦・佐井三か村の村長から大間警察分署の庁舎改築費用三〇〇〇円と、庁舎隣接地の大字大間四八番地二号地九八平方メートル

の寄付採納願が提出され、審議の結果、これが可決された。そして、翌十三年七月に、庁舎改築工事に着手し、十月に木造平屋建て一二五平方メートルの庁舎が竣工した。これは大間警察分署の警察署昇格をめざしてのこと

で、それが実現したのは大正十五年七月一日であった。

昭和十年（一九三五） 九月、大間警察署は分署に格下げされたが、同十五年七月に再昇格した。

警防団 日中戦争が長期化して、国家総動員体制の確立をめざす政府は、その一環として昭和十四年（一九三九）一月、警防団令を公布して従来の防護団と消防組を統合した民間警防団を各市町村に結成させ、これを警察署の指揮下に置いた。この警防団の目的は、防空・防火活動に従事することであった（第一節参照）。

経済警察 戦争遂行のための統制経済を進めていた政府は昭和十四年（一九三九）九月十九日、物価と賃金を凍結し、各警察署の経済保安課（係）に経済事犯の取り締まりと摘発に当たらせた。

統制経済下でヤミ物資が横行するのは当然で、そのため経済警察官は多忙を極めた。当地方では、漁具類や海産物なども取り締まりの対象にされた。

二 明治維新後の裁判所

明治二十一年（一八八八）十一月、青森治安裁判所大間出張所（初代所長・書記古川八郎）が、大間二五番地武内伝兵衛宅を無賃で借り受けて開設された。翌二十二年十二月には、大間八番地伝法文太郎宅に移転し、翌二十三年十月、野辺地裁判所大間出張所に改称された。同出張所は明治三十六年四月、大間字下手道一番地に移転し、同三十九年九月、青森区裁判所大間出張所となり、翌四十年四月、大間四一番地にある大間区有財産である建物を庁舎に充てた。

大奥・風間浦・佐井の三か村を管轄とし、主任書記が常駐した。警察署と同じく裁判所もまた、改組・改編・改称が頻繁になされた。

青森区裁判所大間出張所は幾多の変遷を経て、現在むつ簡易裁判所に統合されている。

三 戦後の警察

自治体警察 戦後、日本を占領したGHQ（連合国軍総司令部）は、中央集権的な日本の警察機構を解体すべの発足 昭和三十二年（一九四七）九月、片山内閣に、警察を国家地方警察と自治体警察に二分することを指示した。こうして成立した警察法によって、国家地方警察と自治体警察の二本立てとなり、双方にそれぞれ公安委員会が設置された。



写真4-13 かつての大間警察署

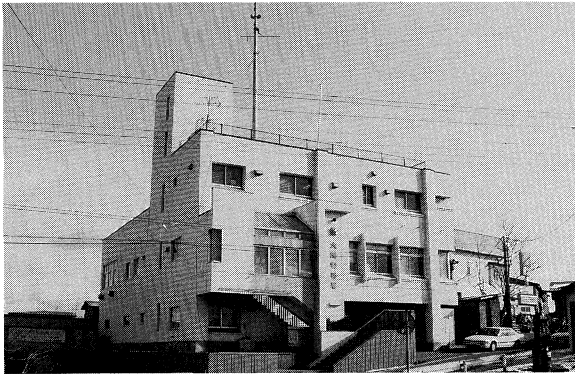


写真4-14 現在の大間警察署

市および人口五〇〇〇人以上の市街的町村には市町村警察が設置され、市町村長の管轄の下に市町村公安委員会が置かれて、管理運営に当たることとなった。青森県内の三市二九町に自治体警察が誕生し、大間もそれに倣った。その後、財政難に加えて、とかく国家地方警察との関係が円滑さを欠き続けたため、大間町は昭和二十六年九月、住民投票によって大間地区警察署の廃止を決定した。

結局、自治体警察は警察法改正によって、国家警察に編入された。そして昭和二十九年七月一日、新警察法の施行で、現在の大間警察署が発足したのである。昭和五十一年七月、新庁舎が落成した。

交通事故 大間警察署の主要任務の一つに挙げられるのが、密漁の取り締まりと摘発である。また、大間警察署は、町の交通安全協会とともに交通事故撲滅運動を展開し、昭和五十年（一九七五）二月二十八日には、管内三か町村（大間町・風間浦村・佐井村）の交通事故死ゼロ一〇〇〇日を、

表4-6 大間町の交通事故

年	件数	死者	傷者	年	件数	死者	傷者
昭和44	11	1	14	58	16	2	20
45	14		18	59	16		17
46	16	1	20	60	19		19
47	15		20	61	18	1	23
48	13		15	62	18		19
49	13		16	63	15		27
50	11		12	平成元	17		27
51	7		8	2	18	1	26
52	14	1	13	3	18		17
53	11		15	4	16	18	22
54	14		17	5	17	0	23
55	9		9	6	22	1	32
56	15		19	7	16	0	17
57	19	1	24				

さらに同五十一年六月二十三日には、ゼロ一五〇〇日を達成した。
 大間町の 官民一体の交通事故撲滅運動を展開しても、モータリゼーションの進化と交通モラルの低下は、
 交通事故を漸増させている。

表4-7 交通信号機設置一覧表(大間警察署管内)

番号	設置交差点名	設置年月日	会社名
1	小島商店前	昭和51.11.11	小糸
2	古川旅館前	昭和52.11.22	〃
3	消防署前	昭和55.9.30	京三
4	大間バイパス中央	昭和56.9.3	〃
5	ときわ町住宅前	昭和56.11.17	〃

歴代警察署長
 氏名
 階級
 在任期間

第3節 警察と裁判所

〔大間町警察署〕

石川 久治	巡查	明治二二・二・二二	二二・四・二二	二二・一〇・五	二二・一〇・一四	二二・一一・一八	二二・一一・一八	二二・一〇・一四	二二・一〇・一四
林 繁太郎	巡查心得	二二・一〇・五	二二・一〇・五	二二・一〇・一四	二二・一一・一八	二二・一一・一八	二二・一〇・一四	二二・一〇・一四	二二・一〇・一四
蝦名丈之進	巡查代理	二二・一〇・一四	二二・一〇・一四	二二・一一・一八	二二・一一・一八	二二・一一・一八	二二・一〇・一四	二二・一〇・一四	二二・一〇・一四
中村岩次郎	警部補	二二・一一・一八	二二・一一・一八	二二・一一・一八	二二・一一・一八	二二・一一・一八	二二・一〇・一四	二二・一〇・一四	二二・一〇・一四
蝦名丈之進	巡查心得	二二・一一・一八	二二・一一・一八	二二・一一・一八	二二・一一・一八	二二・一一・一八	二二・一〇・一四	二二・一〇・一四	二二・一〇・一四
工藤 松緑	警部補	二二・一〇・一四	二二・一〇・一四	二二・一一・一八	二二・一一・一八	二二・一一・一八	二二・一〇・一四	二二・一〇・一四	二二・一〇・一四
樋口 光家	警部補	二二・一〇・一四	二二・一〇・一四	二二・一一・一八	二二・一一・一八	二二・一一・一八	二二・一〇・一四	二二・一〇・一四	二二・一〇・一四
工藤 松緑	巡查部長心得	二二・一〇・一四	二二・一〇・一四	二二・一一・一八	二二・一一・一八	二二・一一・一八	二二・一〇・一四	二二・一〇・一四	二二・一〇・一四
寺澤 浩	警部	二二・一〇・一四	二二・一〇・一四	二二・一一・一八	二二・一一・一八	二二・一一・一八	二二・一〇・一四	二二・一〇・一四	二二・一〇・一四
柴田久之助	巡查部長心得	二二・一〇・一四	二二・一〇・一四	二二・一一・一八	二二・一一・一八	二二・一一・一八	二二・一〇・一四	二二・一〇・一四	二二・一〇・一四
野崎 久代	巡查部長心得	二二・一〇・一四	二二・一〇・一四	二二・一一・一八	二二・一一・一八	二二・一一・一八	二二・一〇・一四	二二・一〇・一四	二二・一〇・一四
能登谷誠一	警部補	二二・一〇・一四	二二・一〇・一四	二二・一一・一八	二二・一一・一八	二二・一一・一八	二二・一〇・一四	二二・一〇・一四	二二・一〇・一四
下山 庸三	警部補	二二・一〇・一四	二二・一〇・一四	二二・一一・一八	二二・一一・一八	二二・一一・一八	二二・一〇・一四	二二・一〇・一四	二二・一〇・一四
吉田 泉	警部補	二二・一〇・一四	二二・一〇・一四	二二・一一・一八	二二・一一・一八	二二・一一・一八	二二・一〇・一四	二二・一〇・一四	二二・一〇・一四
藤田政五郎	警部補	二二・一〇・一四	二二・一〇・一四	二二・一一・一八	二二・一一・一八	二二・一一・一八	二二・一〇・一四	二二・一〇・一四	二二・一〇・一四
土屋熊三郎	警部補	二二・一〇・一四	二二・一〇・一四	二二・一一・一八	二二・一一・一八	二二・一一・一八	二二・一〇・一四	二二・一〇・一四	二二・一〇・一四
高橋 寛亮	警部補	二二・一〇・一四	二二・一〇・一四	二二・一一・一八	二二・一一・一八	二二・一一・一八	二二・一〇・一四	二二・一〇・一四	二二・一〇・一四
大正 七・三・二五	大正 七・三・二五	大正 七・三・二五	大正 七・三・二五	大正 七・三・二五	大正 七・三・二五	大正 七・三・二五	大正 七・三・二五	大正 七・三・二五	大正 七・三・二五

今 丑太郎	警部補	八・三・一	一〇・一一・一六
吉田 榮吉	〃	一〇・二一・一六	一一・七・一七
秋元金之助	〃	一一・七・一七	一二・二二・一四
貴田粕太郎	〃	一二・二二・一四	一四・五・一五
木村徳太郎	〃	一四・五・一五	一五・四・一七
工藤景一郎	〃	一五・四・一七	二・一・二六
小向清之助	〃	二・一・二六	三・五・五
小山内義雄	〃	三・五・五	四・一・二七
石坂 徳松	〃	四・一・二七	四・八・一〇
対馬 佐吉	〃	四・八・一〇	五・六・二六
長谷川助六	〃	五・六・二六	六・六・一
斎藤 慶吉	〃	六・六・一	七・一・六
岩淵直太郎	〃	七・一・六	八・三・九
阿部 忠助	〃	八・三・九	九・四・六
花田末四郎	〃	九・四・六	一〇・三・三一
中山 権八	〃	一〇・三・三一	一二・六・八
工藤勘四郎	〃	一二・六・八	一四・六・五
斎藤 貞吉	〃	一四・六・五	一五・一・二九
		昭和	昭和
		二・一・二六	二・一・二六
		三・五・五	三・五・五
		四・一・二七	四・一・二七
		四・八・一〇	四・八・一〇
		五・六・二六	五・六・二六
		六・六・一	六・六・一
		七・一・六	七・一・六
		八・三・九	八・三・九
		九・四・六	九・四・六
		一〇・三・三一	一〇・三・三一
		一二・六・八	一二・六・八
		一四・六・五	一四・六・五
		一五・一・二九	一五・一・二九

第3節 警察と裁判所

	越後谷孝蔵	警部補	一五・一・二九	一六・三・三
	今井長太郎	〃	一六・三・三	一七・六・二七
	笹田好文	〃	一七・六・二七	一八・六・一五
	角田信一郎	警部	一八・六・一五	二〇・四・九
	佐々木留治	〃	二〇・四・九	二〇・九・一七
	須藤忠吉	〃	二〇・九・一七	二一・二・二一
	佐藤義夫	〃	二一・二・二一	二二・一・一五
	宮崎正晴	〃	二二・一・一五	二三・二・一
〈大間町警察署〉				
	佐藤明	警部補	二三・二・一	二五・二・九
	羽根田美津雄	警部	二五・三・一	二六・一〇・一
〈大間地区警察署〉				
	上田勝夫	警部	二六・一〇・一	二九・三・二七
	福士栄三郎	〃	二九・三・二七	二九・七・一
〈大間警察署〉				
	福士栄三郎	警部	二九・七・一	三〇・六・一七
	相馬義衛	〃	三〇・六・一七	三一・三・二九
	三浦清蔵	〃	三一・三・二九	三二・一・六

前田 武雄	警部	三二・一一・六	三四・三・七
田中 清八	〃	三四・三・七	三六・三・二二
三上伊左衛門	警視 <small>(三七六・二六)</small>	三六・三・二二	三七・六・二二
片寄 康	〃	三七・六・二二	三九・三・一六
簇屋 正三	〃	三九・三・一六	四二・三・二〇
須郷志能夫	〃	四二・三・二〇	四四・三・二九
福士 政行	〃	四四・三・二九	四六・三・一
木村 忠助	〃	四六・三・一	四八・三・一〇
最上 常造	〃	四八・三・一〇	五〇・三・三
佐藤 専蔵	〃	五〇・三・三	五二・三・一五
榎引健二郎	〃	五二・三・一五	五四・三・一
対馬 俊行	〃	五四・三・一	五六・三・二
田沢 行雄	〃	五六・三・二	五七・三・一八
野村 庄二	〃	五七・三・一八	五八・三・一
木村 隆一	〃	五八・三・一	六〇・三・二二
坂田 宗等	〃	六〇・三・二二	六一・三・一七
一戸覚三右衛門	〃	六一・三・一七	六二・二・二四
大沢 景起	〃	六二・二・二四	六三・三・一八

第3節 警察と裁判所

吉田 弘志	警視	六三・三・一八	）平成元・三・一七
奈良 正昭	”	平成元・三・一七	）二・三・二〇
亀田 道隆	”	二・三・二〇	）三・三・二
中村 征護	”	三・三・二	）四・三・一九
小野 昇	”	四・三・一九	）五・三・二二
成田 伸治	”	五・三・二二	）七・三・五
松山 武治	”	七・三・六	）現在

